

○一般用医薬品の価格の安定について

(昭和五一年一月二〇日)

(薬発第一二一〇号)

(各都道府県知事あて厚生省薬務局長通知)

標記については、昭和四九年九月二〇日薬発第八七五号により通知し御協力方を願っているところであるが、今般、最近の経済情勢等にかんがみ、値上げの事前報告制を今後は原則として事後報告をもつて足りることとし、別に定める品目のみなお当分の間従前どおり事前に報告をするよう別添写のとおり関係業界に対し通知したところである。

貴職におかれましても貴管下の業者に対し同趣旨の周知徹底を図るとともに、医薬品の価格の安定と円滑な供給につき、今後とも格別の御協力をお願いする。

別添 略